

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 株式会社ライフズ
- (2) 代表者 代表取締役 辻川 浩
- (3) 所在地 大阪府泉南郡熊取町五門西二丁目 2 番 8 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 みらい
- (2) 所在地 大阪府泉南郡熊取町五門西三丁目 1 9 番 1 号 2 階
- (3) サービス種別 児童発達支援、放課後等デイサービス

3 指定取消し年月日

令和元年 10 月 31 日（木曜日）

4 指定取消しの理由

不正の手段による指定（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）

法人は、保育士または児童指導員として営業時間を通じて勤務すべき者を、事業開始前より配置できないとわかりつつ、人員基準を満たす旨の障害児通所支援指定申請書を大阪府に提出して、不正な手段により法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた。